

「船橋市都市計画マスタープラン」の延長について（報告）

1. 計画の概要

計画名称	船橋市都市計画マスタープラン
位置付け	都市計画法第18条の2に「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする」と規定されています。
現行計画の期間	平成12年度～令和3年度（平成23年度改定）

2. 計画期間について

現行船橋市都市計画マスタープランの計画期間を1年延長します。

（次期船橋市都市計画マスタープランを策定（令和4年9月末見込み）するまで）

3. 計画期間を延長する理由について

- ▶ 次期船橋市都市計画マスタープランは現在策定作業中ではありますが、構成や内容等について改めて精査を行っております。
- ▶ 現行の計画期間が令和3年度までであることから、令和4年度に空白期間が生じないように、現行の船橋市都市計画マスタープランの計画期間を次期船橋市都市計画マスタープランを策定するまで延長することで対応します。